武庫川水系河川整備計画フォローアップ懇話会運営要領

(趣旨)

第1条 武庫川水系河川整備計画フォローアップ懇話会開催要綱(以下、「開催要綱」という。)第5条の規定に基づき武庫川水系河川整備計画フォローアップ懇話会(以下「懇話会」という。)の議事及び運営に必要な事項を定める。

(議事)

- 第2条 懇話会の議事は、座長の司会により進行する。
- 2 懇話会の会議において発言しようとする者は、名を告げ座長の許可を得なければ ならない。

(代理出席)

第3条 開催要綱第3条第3項の規定により、代理人が会議に出席するときは、代理 人は、会議開催前に委任状を座長に提出しなければならない。

(会議の公開)

- 第4条 会議は、その運営に関する議事を除いて公開するものとする。ただし、次の 各号のいずれかに該当する場合であって、構成員の協議により会議を公開しないと したときは、この限りでない。
 - (1) 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項について報告を受け意見を述べる場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると 認められる場合
- 2 会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

(議事録)

- 第5条 懇話会は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。
 - (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 出席した構成員及び代理人の氏名
 - (3) 議事の内容
 - (4) その他会議において必要と認める事項
- 2 議事録は、座長及び座長が指名する構成員1名が署名して確定する。
- 3 議事録は、会議を公開した場合は公開とし、会議を非公開とした場合は非公開と する。ただし、構成員の多数決により特に必要と認めるときは、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。